掲載・更新年月日:

## 金融庁 「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	さつま日置農業協同組合
■取組方針掲載ページのURL:	https://ja-satsumahioki.orjp/customer-first-policy/
■取組状況掲載ページのURL:	https://ia-satsumahioki.or.in/customer-first-policy/

- 40/19	B状況掲載ページのURL: https://ja-satsumahioki.or.jp/customer-first-po	Olicy/		
	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所 I 取組状況 1お客さまへの最良、最適な商品、共済
原則	【原本の最善の利益の追求】 金越事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客 益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきで	その最善の利 実施 である。	取組方針1(1)(2)、2(1)(2)、4	仕組み・サービスの提供、2お客さま本位のご提案と情報提供、4お客さま本位の業務運営を実現するための 人材の育成と態勢の構築
2	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益は もらの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	を図ることに 実施	取組方針1(1)(2)、2(1)(2)、4	Ⅰ取組状況 1お客さまへの最良、最適な商品、共済 仕組み・サービスの提供、2お客さま本位のご提案と情 報提供 4お客さま本位の業務運営を実現するための
	【科益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可 場合には、当終析益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方 じめ策定すべきである。	T能性がある す針をあらか 実施	取組方針3	I 取組状況 3利益相反の適切な管理
原則3	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務 響にコンても考慮すべきである。 金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の顕客への販売・推奨等に伴って、 当該商品の提供会社から、要託手数封等の支払を受ける場合。 金融商品の販売、開わる金融事業者が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた 商品を販売・推奨等する場合。 同一主な又はグループ内に済人営業制門を有しており、当該連用部門が、資産の 運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	取組方針1(1)、3	I 取組状況 1お客さまへの最良、最適な商品、共済 仕組み・サービスの提供、お客さま本位のご提案と情 報提供、3利益相反の適切な管理
原 則 4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等か サービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	がどのような 実施	取組方針2(1)(2)	I 取組状況 2お客さま本位の提案と情報提供②③
	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきでき		取組方針2(1)(2)	I 取組状況 2お客さま本位の提案と情報提供
注 1		実施	取組方針2(1)(2)	I 取組状況 2お客さま本位の提案と情報提供
5 注		ることが可能 ローナケ	取組方針2(1)(2)	I 取組状況 2お客さま本位の提案と情報提供
注 3		ない誠実な実施	取組方針2(1)(2)	I 取組状況 2お客さま本位の提案と情報提供
2 <u>1</u>		する一方、複 することが容 実施	取組方針2(1)(2)	I 取組状況 2お客さま本位の提案と情報提供
注 5		情報につい実施	取組方針2(1)(2)	I 取組状況 2お客さま本位の提案と情報提供
	【順客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顕答の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顯客によ 融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	ふさわしい金 実施	取組方針1(1)(2)、2(1)(2)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供、2お客さま本位の提案と情報 提供
注 1			取租方針1(2)、2(1)(2)	I 取組状況 2お客さま本位の提案と情報提供
注 2		パッケージ 実施	取組方針1(1)(2)、2(1)(2)	T取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みのサービスの提供、2お客さま本位の提案と情 報提供
原 注 3		対象として想 ・分に理解し 非該当	取組方針1(1)、2(1)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みのサービスの提供、2お客さま本位の提案と情 報提供①②
注 4	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引に すい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ	被害を受けや 、、当該商品 実施	取組方針1(2)、2(1)(2)	I 取組状況 2お客さま本位の提案と情報提供
注 5			取組方針1(2)、2(1)(2)、4	「取組状況 2お客さま本位の提案と情報提供 4お 客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成 と態勢の構築
注 6		を実際に購 ニュニ	取組方針リード文、1(1)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供、2お客さま本位の提案と情報 提供①②
注 7		双組みが行わ 由北	取組方針リード文、1(1)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供、2お客さま本位の提案と情報 提供①②
原則	(従業員に対する遺物な職権づけの特権の等) 会総事業者は、顕客の発音の利益を追求するための行動、顕客の公正な取扱い、利益相反の追 を促進するように設計された報酬・業額評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組み パナンス体制を整備すべきである。	適切な管理等 や適切なガ 実施	取組方針4	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供、2お客さま本位の提案と情報 提供①②
7	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しないや さら代音策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・ めの体制を整備すべきである。	せわりに講じ 検証するた 実施	取組方針4	I 取組状況 4お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
補充原則1	【金米電金】 会議商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顕著に付加価値 同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営にな質定を有する者のリーゲーンプの下、顕常により良い金融商品を提供するための理念を明らか理念に沿ったがパナンスの構築と実践を行うべきである。	者として十分 非該当	取組方針1(1)(2)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供
補	【体質整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顕著により良い金融商品を提供するための理念を踏 品のライフサイクルを体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべ その上で、金融商品の組成に集わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスに 管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	くきである。   非該当	取組方針1(1)(2)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供
充原則 2 1	■ 1のし、管理部門寺による棟間の枠組みを発信すへきである。その事業規模で使供する電配商品の	を確保するた D特性等に応 非該当	取組方針1(1)(2)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供
注	E 金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まだ ロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCA サイクルを確立すべきである。	え、適時にプ非該当	取組方針1(1)(2)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供

			【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成は、携わら金融専業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニー 「無合人数するものであるかを勘案し、商品の特核可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきであ ら、 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売 対象として当めな想定服器関性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透す るとが情報進展が、そうである。	非該当	取組方針1(1)(2)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供
原	- 1	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証 するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	取組方針1(1)(2)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供
	充原則3		金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定期等属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等 の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体 的に定めるべきであり、必要に応じて想定される徳元方法にも簡繁すべきである。その歌、商品を購入すべき でない顕著を例えば、元本契頼のよそれのある商品について、元本保を目的としている服容等・特性すべき である。また、複雑な金融館品や適用・分配予法者が特殊な金融商品については、どのような顧客一人に合 数とせるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか快証を行い、より詳細な 想定額容属性を慎重に特定すべきである。	非該当	取組方針1(1)(2)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供
		注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を観客に提供するため、顧客の ニーズの把握や想定職客属性の特定に当トリ、商品の複雑をリスク等の金融商品の特性等におして、金融 商品の販売に終わる金融事業主なの情報主義体の登立におて実施理能のための調客を引取り組むべきであ る。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で 連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。	非該当	取組方針1(1)(2)	I取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供
補充原則4			【金融商品の租成使の対応】  全融商品の租成使の対応】  金融商品の租成に携わら金融事業者は、金融商品の租成時に想定していた商品性が確保されているかを提続的に検証し、その信息を金融商品の改善や発産してつなげるとともに、商品組成・接収・管理のプロセスを含めたプログラカ・ウェスの体制を使かり重しても、数単に応じて適用すべきである。  また、思照全体として顧告の適当の利益を失弱するため、金融商品の原元に持わる金融事業者との情報連  等に、以照全体として配すりまとして表決する機を選性と実現をは、議入した報告機性が合致しているか等を検証し、必要に応じて選用・商品接供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	非該当	取組方針1(1)(2)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供
	充原	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の 下でリスク・リターン・コストのパランスが適切がどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供 しようとしている付加価値の提供が速成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上價 運等の検討を行うととに、その後の商品組成、提供、管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見 直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	取組方針1(1)(2)	I取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供
	4	<u>ج</u> ا	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成 後の検証に必要な情報の提供を全融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき 内容は、より良い金融商品を翻客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、 要際に購入した顧客属性に係る情報のほか、明えは観客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者が「報報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも 検討すべきである。また金融商品の販売に携わる金融事業者が「金融商品の販売方法の見直しも に対して金融商品の販売に携わる金融事業者が「金融市」を指すえた検証結果につい では、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者が「金融市」	非該当	取組方針1(1)(2)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供
			金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても 検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や息面しを行うべきである。金融商品の 組取に振わる金融事業者と金融毎品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じ て外部委託先にも連携すべきである。販	非該当	取組方針1(1)(2)	I取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供
	·		【團審に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプログラかがレンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	取組方針1(1)(2)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供
			金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融 事業者を選じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例え は、連用を行う者の判断が重要となる金融商品については、自然金融事業者のピジネスモデルに応じて、通 用責任者や連用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、た名、業務実績、投資哲学等を情報提 供し、又は連用ゲームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	非該当	取組方針1(1)(2)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供
		注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携 わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	取組方針1(1)(2)	I 取組状況 1お客さまへの最良・最適な商品、共済 仕組みサービスの提供

## 【照会先】

部署	貯金為替課
連絡先	電話番号: 099 - 273 - 5777 メールアドレス: hok.100-128#ks-ja.or.jp